

令和 4 年第 3 回

各務原市議会定例会議案

令和 4 年 9 月 1 日

目

次

認第 1 号	令和 3 年度各務原市一般会計決算の認定について	1 頁
認第 2 号	令和 3 年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2 頁
認第 3 号	令和 3 年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 頁
認第 4 号	令和 3 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4 頁
認第 5 号	令和 3 年度各務原市水道事業会計決算の認定について	5 頁
認第 6 号	令和 3 年度各務原市下水道事業会計決算の認定について	6 頁
議第 7 5 号	令和 4 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 7 6 号	令和 4 年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議第 7 7 号	令和 4 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 8 号	各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	7 頁
議第 7 9 号	各務原市産業会館条例の一部を改正する条例について	1 1 頁
議第 8 0 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 頁
議第 8 1 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 8 2 号	町の区域及び名称の変更について（各務山一丁目）	1 7 頁
議第 8 3 号	工事請負契約の締結について（各務原市北清掃センター基幹的設備改良工事）	1 9 頁
議第 8 4 号	工事請負契約の締結について（雄飛ヶ丘第 1 住宅 A・B 棟耐震補強等工事）	2 1 頁
議第 8 5 号	令和 3 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 3 頁
議第 8 6 号	市道路線の認定について（市道鵜 1 4 2 0 号線ほか 1 路線）	2 4 頁
議第 8 7 号	市道路線の廃止及び認定について（市道蘇北 5 5 1 号線）	2 7 頁
議第 8 8 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 9 8 5 号線ほか 2 路線）	3 0 頁
議第 8 9 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 3 頁
議第 9 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 5 頁

認第 1 号

令和 3 年度各務原市一般会計決算の認定について

令和 3 年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第2号

令和3年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和3年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第3号

令和3年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和3年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第4号

令和3年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和3年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

令和3年度各務原市水道事業会計決算の認定について

令和3年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年9月1日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第6号

令和3年度各務原市下水道事業会計決算の認定について

令和3年度各務原市下水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 78 号

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「及び」の次に「引き続いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「この条及び次条において」を削り、「当該非常勤職員が当該」を「、当該非常勤職員が、当該」に改め、同条第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の

末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、

次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- （1）当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- （4）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議第 7 9 号

各務原市産業会館条例の一部を改正する条例について

各務原市産業会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

東亜町会館を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市産業会館条例の一部を改正する条例

各務原市産業会館条例（平成５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表各務原市東亜町会館の項を削る。

別表（各務原市東亜町会館）の部を削る。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議第 8 0 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

放課後児童健全育成事業の土曜日実施に伴い、実施時間を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２８年条例第４６号）
の一部を次のように改正する。

第４条第１項ただし書中「という。）」の次に「及び土曜日」を加える。

第５条第１項第１号中「及び土曜日」を削る。

第９条第５項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５ 第３項に規定する利用料の額に、土曜日の事業の利用に係る利用料は含まないものとし、当該利用料の額は、児童１人につき月額２，０００円（同項第３号に掲げる場合は、当該期間につき２，０００円）とする。

第１０条第１項及び第２項中「前条第３項及び第４項」を「前条第３項から第５項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議第 8 1 号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部各務原市学校建替基本方針策定委員会の項の前に次のように加える。

各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会	各務原特別支援学校の跡地及び建物の利用について調査審議すること。	6人	(1)学識経験を有する者 (2)学校教育関係者 (3)地域団体の役員等 (4)その他教育委員会が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
---------------------	----------------------------------	----	--	-------------------

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議第 82 号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、町の区域及び名称を次のように変更するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

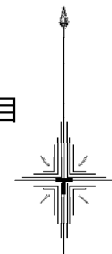
提案理由

各務山工業団地造成事業の施行に伴い、町の区域及び名称を変更しようとする。

変 更 調 書

	字	地番		
各務西町四丁目		3 5 8 の 5	3 5 9 の 1	3 5 9 の 2
		3 5 9 の 4 から	3 5 9 の 6 まで	3 6 1 の 1 から
		3 6 1 の 3 まで	3 7 2 の 2	3 8 6
		3 8 8	3 9 0 の 2	
各務山の前町一丁目		9 の 1	9 の 6	9 の 7
		1 0 の 2	1 8	1 9 の 1
		1 9 の 2		
以上の土地を各務山一丁目に変更する。				

備考 上記地番は、令和 4 年 8 月 12 日現在の登記簿による。



凡例	
-----	旧町界
(○○○)	旧町名
————	新町界
○○○	新町名

議第 8 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

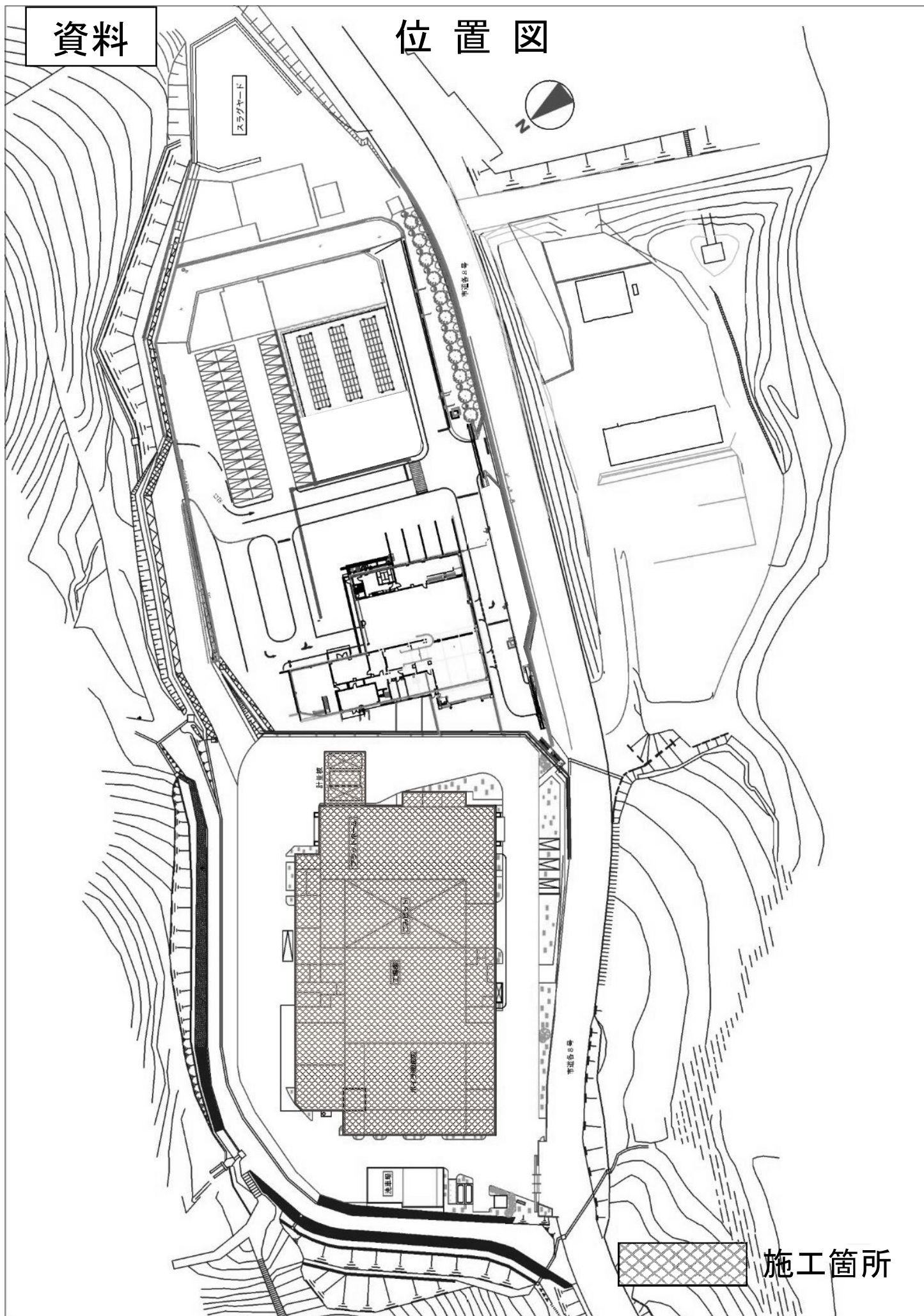
令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 各務原市北清掃センター基幹的設備改良工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5, 5 2 2, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 2 8 番 1 2 号
J F E エンジニアリング株式会社 名古屋支店
支店長 霜 知 宏 |

資料

位置図



議第 8 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 雄飛ヶ丘第 1 住宅 A・B 棟耐震補強等工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 3 8 3, 9 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 各務原市蘇原興亜町 1 丁目 2 番地
天龍・大竹特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市蘇原興亜町 1 丁目 2 番地
天龍建設株式会社
代表取締役 八 木 重 喜
構成員 各務原市鵜沼南町 7 丁目 1 7 3 番地
株式会社大竹建設工業所
代表取締役 大 竹 恭 一 |



施工箇所

議第 85 号

令和 3 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 080, 735, 183 円のうち、608, 600, 212 円を資本金に組み入れ、260, 000, 000 円を減債積立金に、200, 000, 000 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 8 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

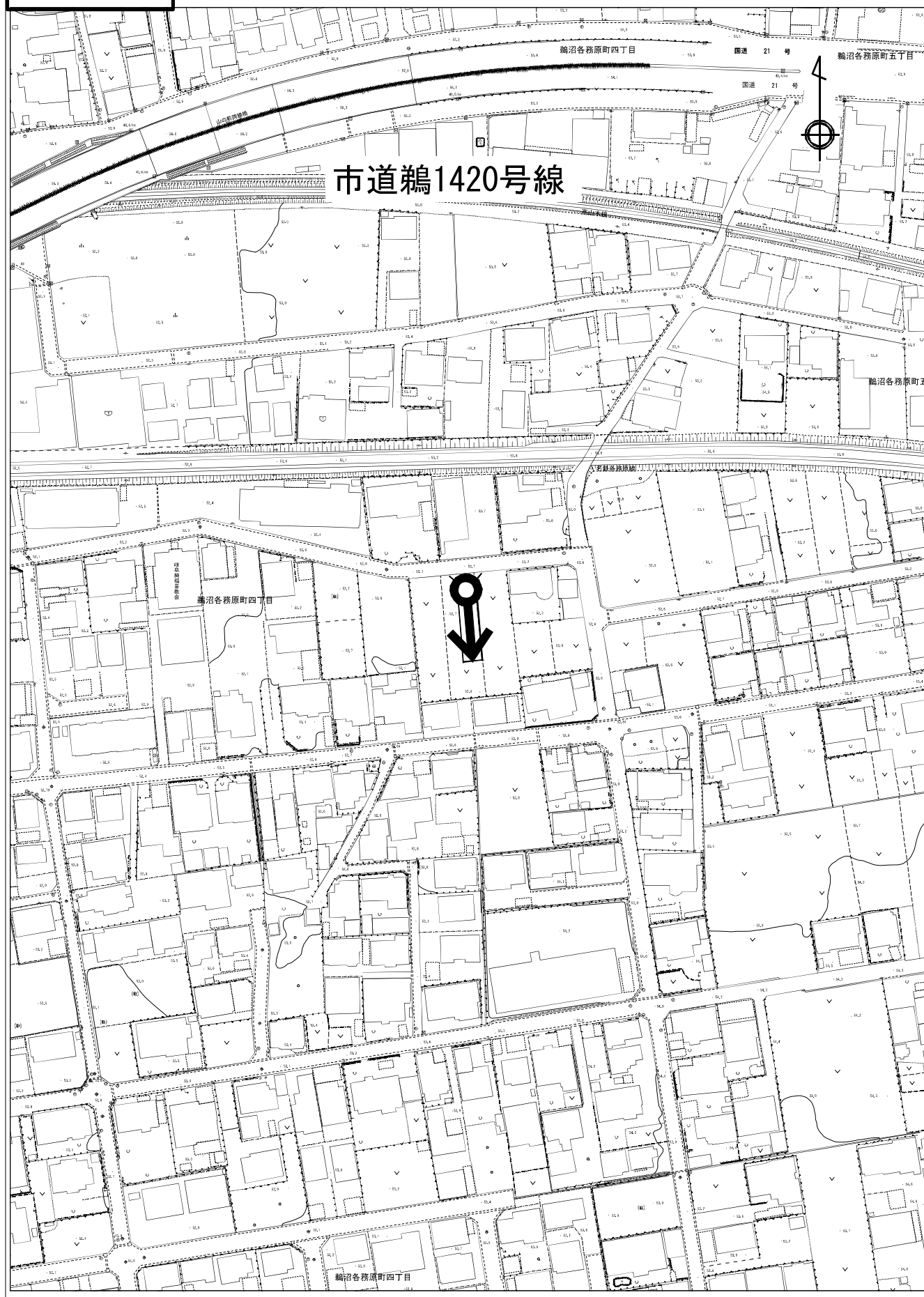
令和 4 年 9 月 1 日提出

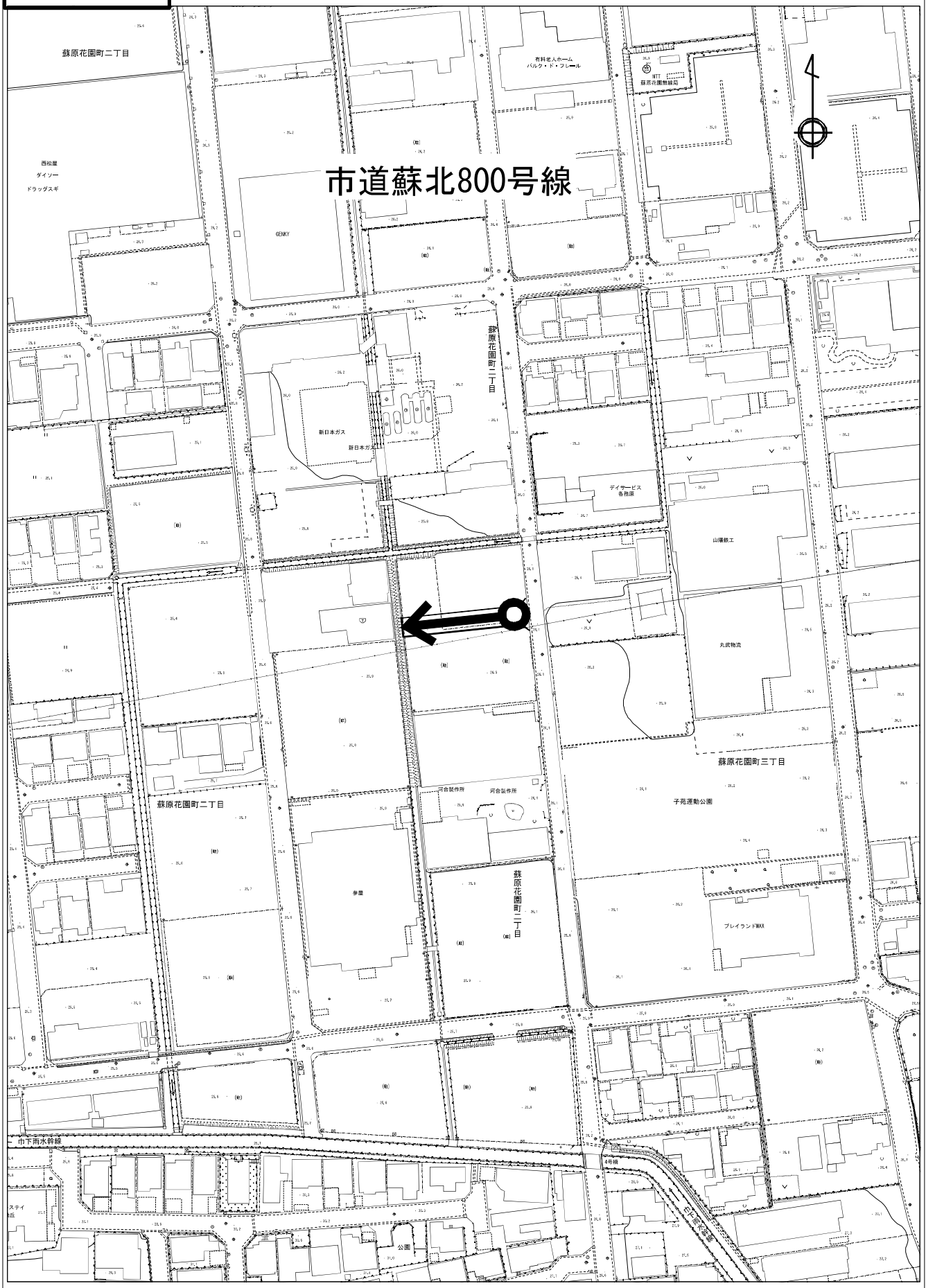
各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 2 0 号線	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 4 1 1 番 6 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 4 1 1 番 5 地先まで	
市道 蘇北 8 0 0 号線	各務原市蘇原花園町 2 丁目 5 5 番 1 0 地先から	
	各務原市蘇原花園町 2 丁目 5 5 番 8 地先まで	





議第 87 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

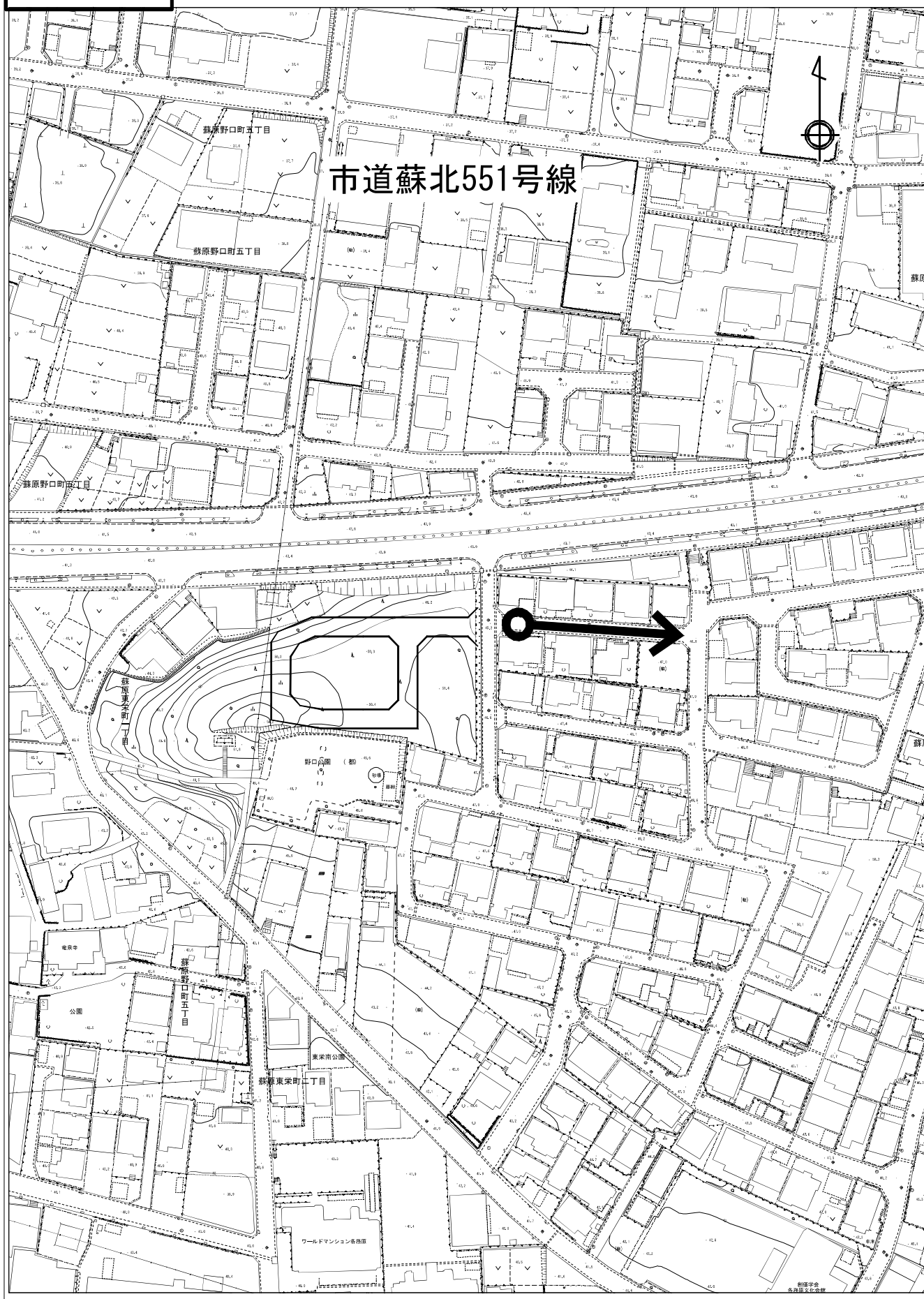
開発行為により設置された道路を市道とするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 5 5 1 号線	各務原市蘇原東栄町 1 丁目 2 8 番 地先から	
	各務原市蘇原東栄町 1 丁目 3 2 番 地先まで	

2 認定路線

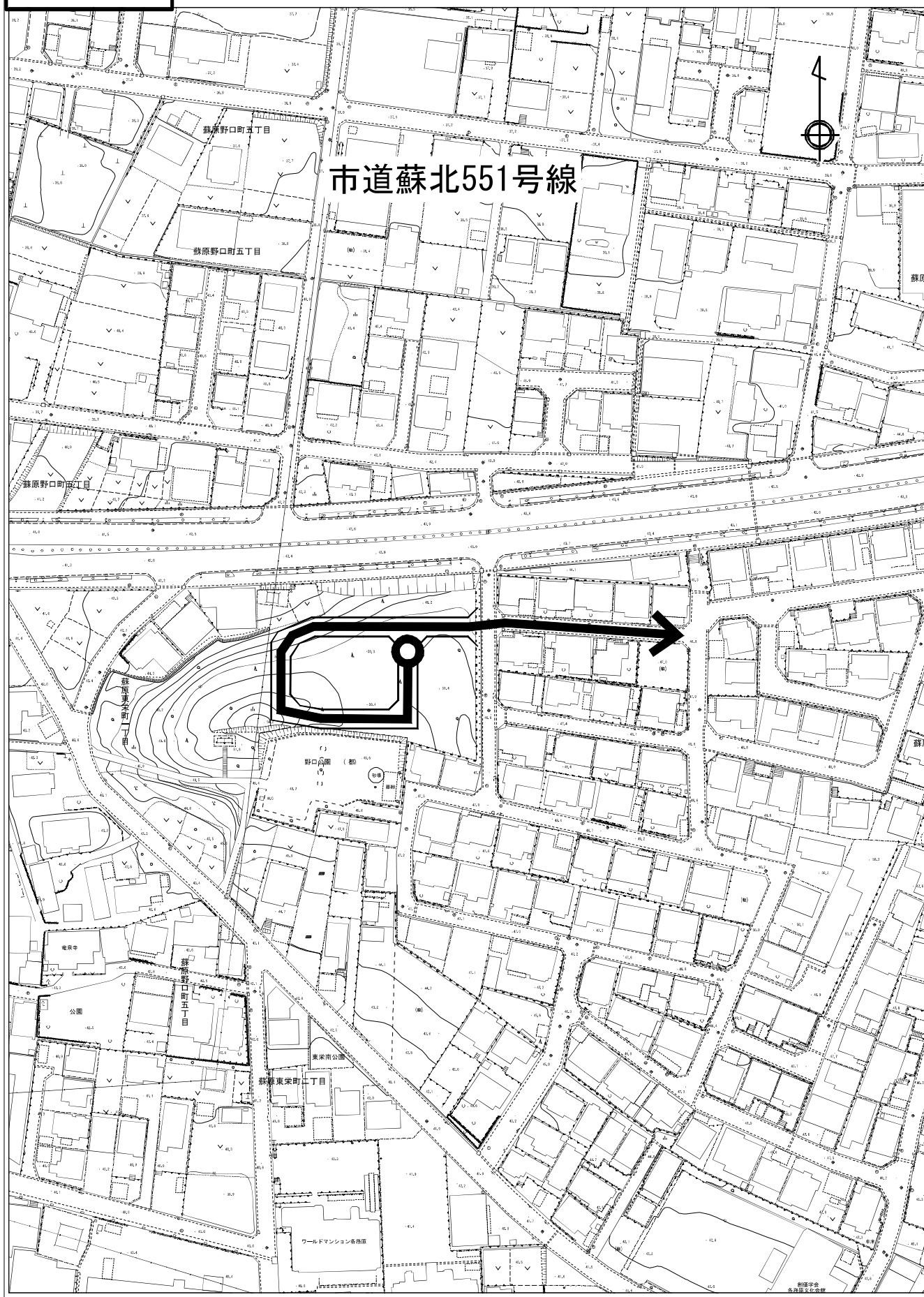
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 5 5 1 号線	各務原市蘇原東栄町 1 丁目 4 番 8 地先から	
	各務原市蘇原東栄町 1 丁目 3 2 番 地先まで	



資料

市道認定路線図

1:1500



議第 88 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

道路改良事業に伴い、市道路線を再編成するため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 9 8 5 号線	各務原市各務おがせ町 9 丁目 2 5 1 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼羽場町 2 丁目 8 6 番 地先まで	
市道 鵜 1 0 0 5 号線	各務原市鵜沼羽場町 2 丁目 3 番 地先から	
	各務原市松が丘 2 丁目 1 7 3 番 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 9 8 5 号線	各務原市各務おがせ町 9 丁目 2 5 1 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 6 8 番 地先まで	
市道 鵜 1 4 2 1 号線	各務原市鵜沼羽場町 2 丁目 9 3 番 地先から	
	各務原市鵜沼羽場町 2 丁目 8 6 番 地先まで	





議第 89 号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加信長町※※※※※※※※

氏 名 永 井 孝 幸

生年月日 昭和 39 年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員永井孝幸氏の任期が 9 月 30 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 9 0 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原緑町※※※※※※※※※※

氏 名 平 光 智 恵

生年月日 昭和 3 7 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員村瀬みどり氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、その後任の候補者に平光智恵氏を推薦しようとする。

